

# 富士山の自然と環境を守る会発足

富士山の乱開発を防ぎ自然環境を保護するため、昨年6月、富士市をはじめ富士宮市、御殿場市、裾野市、小山町の4市1町で「富士山の自然と環境を守る会」の準備会を結成しました。その後、数回にわたり各市の現状、今後の対策などが話し合われ、2月16日に正式発足し、裾野市の岩崎市長が会長に選ばれました。

富士山を守る会は、かけがえのない自然と環境を守るために、各市の情報交換はもとより情報収集、調査研究、関係省庁や関係者との話し合いなどを行なっています。

会の基本的な方針は次のとおりです。富士山は日本の象徴であり、世界に誇るかけがえのないものです。しかし、山麓地帯は無計画、無秩序な開発が押しよせつつあります。環境破壊の波を阻止するため、行動と実践を他に先がけて行なう決意を「富士山の自然と環境を守る会」の名において表明しました。

この決意を踏まえ、次のことを進めて

いきます。

■農林業施設者の保護育成をはかる行政施策の推進、山麓地域の崩壊を引き起す土地転売の抑制と資産の保有保全を呼びかける。

■ゴルフ場、レジャー施設など現在の大規模施設の拡大や今後の開発行為などは、自然の保護と環境保全をはかることを基本条件とし、それぞれの自治体独自の審査、指導基準によつて厳しく対処する。

■中部圏保全区域整備計画やその他の開発計画の実施にあたつては、地域住民の意志が反映されるよう働きかける。

■富士保全法（仮称）  
静岡県自然環境保全条例（仮称）など、

いずれも関係地域自治体の意志に合うよう働きかける。

■富士山をとりまく自然の保護や自然環境の保全などの環境問題解決を住民と一体になつて進める。

■富士山の自然環境保全については、自治体の区域にとらわれず、富士山麓全域の共通課題として働きかける。



## 慣れた火に新たな注意

春の火災予防運動 2月28日～3月13日

春先は空気が乾燥して火災が発生しやすく、発生すると大火になります。火災のほとんどは、ちょっとした不注意から起っています。このため、市民みんなに火災の恐しさを認識していただき火災の発生を防止するため、「慣れた火に新たな注意」を統一標語に、2月28日から3月13日まで春の火災予防運動を実施します。運動は前半の7日間が車両や

船舶、林野の火災防止、後半の7日間が一般火災防止を重点に進めます。

■火災警報には十分な注意を

空気が乾燥し火災が発生しやすい気象条件になると「火災警報」が発令され、屋外で火を使うことなどが制限されます。火災から尊い生命や大切な財産を守るために、火災警報が発令されたら火のもとには十分注意してください。



■枯草の始末もお忘れなく

空地の枯草から建物や山林に燃え移り大火災になつた例も多くあります。投げ捨てられた吸いかけのタバコからでも火が付きます。昨年も枯草火災による出動は、1年間に30件もありました。家の回りや土地の管理もお忘れなく。

件 数 202件

(昨年1年間で2544件)

死 者 1人

(昨年1年間で 31人)

負傷者 89人

(昨年1年間で1318人)



一月の  
交通事故  
火災件数



9件 発生

(昨年1年間で 81件)

損害額 1153万円

(昨年1年間で7885万円)

死者 0 傷者 6

(昨年1年間で 死者5人  
負傷者10人)